

公益財団法人全日本柔道連盟 公認柔道指導者資格登録規程

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人全日本柔道連盟（以下「本連盟」という）公認柔道指導者資格制度規程および本連盟登録規程に基づき、指導者資格の登録に関することについて定める。

(登録義務)

第2条 指導者資格の認定を受けた者は、指導者の区分による登録（以下「指導者資格登録」という）の手続きを行わなければならない。

2. 公認指導者は毎年、「指導者資格登録」の更新の手続きを行うものとする。
3. 「指導者資格登録」を行わない場合は、指導者資格を喪失する。
ただし、7条に該当する者および本連盟が特に認めた場合はこの限りではない。

(登録手続き)

第3条 登録の手続きは、本連盟登録規程、登録要領および公認指導者資格制度運用要領の定めるところによる。

(登録有効期間)

第4条 登録有効期間は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる1年とする。

2. 年度途中で指導者資格の認定または復活認定を受けた者は、すみやかに「指導者資格登録」の手続きを行うものとする。

(登録の抹消)

第5条 指導者資格の認定を受けていた者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録が抹消され資格が取り消される。

- (1) 指導者資格が停止または喪失したとき
- (2) 指導者資格の有効期間内に、更新に必要な手続きを行わなかったとき
- (3) 本連盟の「指導者資格登録」を行わなかったとき
- (4) 本人または代理人から書面により指導者資格の認定を返上する申し出があったとき

(「指導者資格登録」の復活申請)

第6条 指導者資格認定を受けた者のうち、第5条(2)および(3)により資格を失効した者については、所定の手続きを行うことにより、指導者資格登録の復活を認める。登録要件は以下のとおり。

(1) (2) 以外の第5条(2)による申請の場合は、審査料は徴収しないが、申請を行う前に必ず都道府県の定める更新講習会を受講すること。

(2) 平成25年度の制度開始当時における、第5条(3)による申請の場合は、期限を平成29年1月末日までとし、別途審査料として¥5,000を徴収する。

(「指導者資格登録」の猶予申請)

第7条 やむを得ない事情により「指導者資格登録」を行うことができない場合は、認定年度中に所定の手続きを行うことにより、猶予措置を認める。

猶予の要件は以下のとおり。

(1) 指導者資格認定後、1回のみ猶予申請を行うことができる。

(2) 猶予期間は、資格認定を受けた日を起点として、直後に到来する4月1日から4年間とする。

(3) 猶予措置後に復活申請を行う場合は、必ず都道府県で定められた更新講習会を受講すること。

ただし、「指導者資格登録」を行っていない者の更新ポイント加算はできない。

(4) 前項に含まれない事例が発生した場合は、全柔連において審査し決定する。

(休会員の指導者資格)

第8条 本連盟登録規程第4条5項に定めるところにより、公認指導員が個人会員登録の休会を認められた場合、指導者資格も同時に停止される。また、休会員が個人登録を再開するとき、停止されていた指導者資格も同時に復活する。

(補則)

第9条 登録に関する事項でこの規程に定めてないものは、公認柔道指導者資格制度運用要領の定めるところによる。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

1. 本規程は、平成28年4月1日から施行する。

2. 本規程は、平成29年6月8日から施行する。